

ラグビーワールドカップ2019 熊谷スポーツ文化公園／おもてなしエリア
飲食物販コーナー出店に関する制約事項等について

項 目	制約内容等	備 考
【1. ラグビーワールドカップ2019組織委員会のガイドラインによる制約事項】		
飲料販売に関する制約	<p>【販売可能な商品】（メーカー制限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビールはハイネケンのみ。（地ビールは不可） ・ソフトドリンク、ビール以外のアルコール飲料はサントリー製品のみ ・エナジードリンクは大正製薬製品のみ ・地酒は県及び市町村PRの一環として扱うため、飲食物販コーナーでは扱わないこと。（「埼玉の地酒コーナー」または市町村ブースで扱う。） <p>【販売方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試合開始前はビン、缶、ペットボトルのままの販売は不可。紙コップ等に移し替えて販売すること。 <p>【販売時間】 試合開始前、試合終了後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・物販品目は全て事前に組織委員会の許可を得ることが前提となっている。 ・組織委員会への申請手続きは主催者が行う。審査には1カ月程度要する。
食品販売に関する制約	<p>【販売可能な商品】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その場で食べ切るもの（麺類、カレー、丼物、ハンバーガーなど） ・試合会場への飲食物持ち込みはできないため、トラブル防止のため弁当などは販売しないこと。 <p>【販売時間】 試合開始前、試合終了後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当日、違反行為があった場合は組織委員会から販売中止を求められる。（組織委員会による巡回あり。）販売中止による損害に対し主催者（県）は責任を負わない。
おみやげ品（持ち帰り品）販売に関する制約	<p>◎おみやげ品や持ち帰り品（菓子等食品、グッズ類）の販売は組織委員会の商業権利であり、基本的には公式グッズ及びライセンス商品のみが販売可能となっている。ただし、地元の特産品であり、組織委員会が許可したものに限り、試合終了後から販売可能となる。</p>	

【2. 出店資格等】		
出店資格	熊谷商工会議所会員	
出店要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食営業に関する賠償責任保険に加入すること。 ・ 調理に必要な機器・備品は出店者が用意すること。 ・ ケータリングカー又は、主催者が用意するテント（3.6m×2.7m予定）により出店すること。 ・ テント出店者は出店決定後、営業許可の申請を行うこと。 ・ 出店場所については主催者に一任すること。 	
メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県のB級グルメ、地元料理、埼玉県産食材を使用した料理、熊谷会場で試合を行うロシア、サモア、ジョージア、ウルグアイ、アルゼンチン、アメリカの料理など、埼玉県・熊谷市や出場国とゆかりのある料理が望ましい。 <p>※食中毒防止のため、その場で充分加熱調理を行った上で提供すること。</p>	

※ラグビーワールドカップ2019組織委員会からの指示により、販売品目や販売方法の変更を依頼する場合があります。

※詳細な出店要項は後日提示します